

給付金等に関すること

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。

緊急事態措置期間中（令和2年4月20日～5月6日）に休業および夜間営業（20時～翌朝5時）の自粛の要請に全面的にご協力いただくことなどが対象要件となります。

※詳細についてはお問合せください。



三重県 休業要請相談窓口

059-224-2335

明和町 産業振興課

0596-52-7118

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。



中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成金が支給されます。



学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター

0120-60-3999

雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部が助成されます。



雇用調整助成金相談コールセンター (ハローワーク松阪)

0598-51-0860

その他相談窓口

新型コロナウイルスに関する 経営相談窓口



松阪商工会議所

0598-51-7811

明和町新型コロナウイルス感染症対策本部

三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 TEL : 0596-52-7110 / FAX : 0596-52-7133



ホームページ

資金繰り支援に関すること

セーフティネット保証

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

●セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上が前年同月比▲20%以上減少等の場合

●セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上が前年同月比▲5%以上減少等の場合



●利用手続、融資に関すること

三重県信用保証協会

059-229-6021

取引のある金融機関

連絡先は各金融機関へお問合せください

●制度に係る一般的な内容に関すること

明和町 産業振興課

0596-52-7118

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、さらなる別枠（2.8億円）を措置します。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは右記へお問合せください。



●利用手続、融資に関すること

三重県信用保証協会

059-229-6021

取引のある金融機関

連絡先は各金融機関へお問合せください

●制度に係る一般的な内容に関すること

明和町 産業振興課

0596-52-7118

農林漁業セーフティネット資金

新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けた農業者・漁業者を対象に、経営の維持安定に必要な運転資金を貸付けする制度です。

●貸付対象者：新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けた農業者・漁業者

●融資機関：日本政策金融公庫

●貸付限度額：簿記記帳を行っている場合は年間経営費の1/2は粗収益の1/2のいずれか低い額（簿記記帳を行っていない場合は600万円）

●償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

●貸付利率：0.10%（ただし、5年間は県が0.05%利子助成を行い、借受者負担は0.05%）

●保証料：不要



●農業者向け

三重県農林水産部担い手支援課担い手育成班

059-224-2354

三重県中央農業改良普及センター普及企画室

0598-42-6715

●漁業者向け

三重県 農林水産部水産資源・経営課漁業経営班

059-224-2606